# 第1回菅田小学校跡地利用検討委員会

日時:令和元年7月26日(金)午後7時から

場所:西菅田団地集会所

# 1 はじめに

- ・開催趣旨説明・・・・・・ 資料1
- ・委員紹介 ・・・・・・・ 資料 2
- ・会則について など ・・・・ 資料3

# 2 議題

- (1) 小学校跡地利用の検討方法と今後の進め方について
  - ・資料説明・・・・・・ 資料4
  - 質疑応答
- (2) 他区における小学校跡地利用の事例紹介
  - ・資料説明・・・・・・ 資料 5
  - 質疑応答

# 3 連絡事項

- ・第2回開催日程について
- その他

# 菅田小学校跡地利用検討委員会の開催にあたって

池上小学校と菅田小学校は学校統合により、令和3年4月に「菅田の丘小学校」として現菅田小学校施設を利用して開校し、令和6年度(予定)以降からは、建替え後の池上小学校施設を使用することが決定しています。

それに伴い、菅田小学校は学校施設としての用途が廃止されます。

市が所有する土地の利用方法は、最終的には市が決めることになりますが、その際には、地域としての 公共公益的な意見を参考にします。

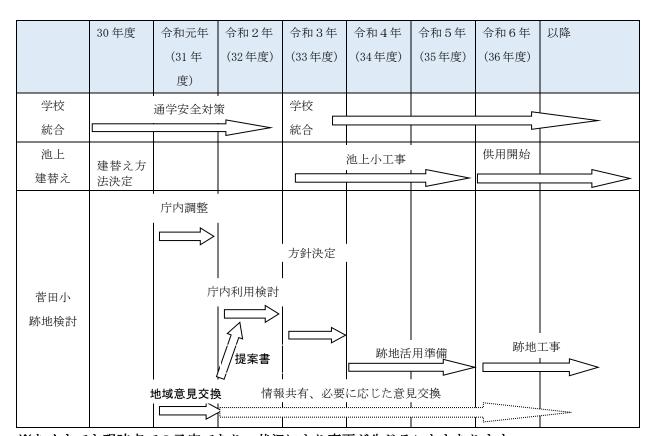
地域の関係団体の皆様には、検討委員会を立ち上げて、地域のご意見をまとめていただけるよう、今 回、神奈川区が事務局として、この場を設定させていただきました。

ぜひ、活発に議論していただき、ご意見をまとめていただきたく思っています。

## 令和6年度までの全体スケジュール(予定)

令和元年度は、地域の関係団体等による検討委員会を立ち上げ、地域で必要とする機能や施設について意見等を整理し、提案をまとめていきます。

令和2年度以降は、まとめた提案等を参考に、市は小学校跡地活用に向けた庁内調整を進め、市としての活用方針を決定していきます。



※あくまでも現時点での予定であり、状況により変更が生じることもあります。

# 菅田小学校跡地利用検討委員会 委員名簿(順不同・敬称略、カッコ内は所属団体等)

小池	良幸(菅田地区自治連合会 会長)		
小川	芳夫(菅田南町自治会 会長)		
野原	清喜(西菅田団地自治会 会長)		
工藤	弘子(ひまわり団地自治会 会長)		
竹山	I 茂夫(菅田小学校地域防災拠点運営委員会 事務局長)		
川越	过 理絵(菅田小学校PTA 会長)		
鈴木	、 美和(菅田小学校文化・スポーツクラブ運営委員会 事務局長)		
小泉	・葉子(菅田小学校放課後キッズクラブ 主任)		
髙橋	\$ 博之(神奈川区社会福祉協議会 事務局長)		
松野	孫 勝民(菅田地域ケアプラザ 所長)		
	 事務局	神奈川区役所 区政推進課長 藤咲	
	<b>平</b> 4か问	神奈川区役所 区政推進課 企画調整係長 星野	
神奈	川区役所関係課	総務課、地域振興課、福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課	

# 菅田小学校跡地利用検討委員会会則(案)

(名称)

第1条 本会は、菅田小学校跡地利用検討委員会(以下「検討委員会」という。)と称 する。

(目的)

第2条 閉校となる予定の菅田小学校の跡地(以下「跡地」という。)を有効に活用するため、地域として跡地に必要な機能を地域の意見としてとりまとめた提案書を横浜市に提出することを目的とする。

#### (検討事項等)

- 第3条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行うものとする。
  - (1) 跡地に設置する機能等に関すること
  - (2) その他跡地の活用に関すること

#### (組織)

第4条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

#### (委員長及び副委員長)

- 第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する提案書を横浜市に提出するまでの間とする。

## (検討委員会)

- 第7条 検討委員会は、委員長の招集により開催する。
- 2 検討委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員は、代理人を出席させる場合は、検討委員会を開始する前までに事務局に連絡 しなければならない。ただし、代理人は当該委員が所属する団体の構成員に限る。
- 4 検討委員会での第3条の検討事項等に係る内容は一般に公開するものとする。

#### (検討委員会の傍聴)

- 第8条 検討委員会は原則、傍聴できるものとする。
- 2 検討委員会の傍聴を希望する者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、委員長の指示 に従い、傍聴しなければならない。
- 3 傍聴定員は10人とする。定員を超えた場合は、抽選により決定する。ただし、委員長が必要と認めるときはこの限りではない。
- 4 委員長は、傍聴者が検討委員会の進行を妨害する等の運営に支障となる行為をし、 委員長の指示に従わないときは、当該傍聴者に退場を命じることができる。
- 5 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

(広報)

第9条 検討委員会からの地域住民への周知や地域外への情報発信は、その内容、方法について検討委員会で協議のうえ、決定するものとする。

#### (事務局)

第10条 検討委員会の事務局は、神奈川区役所総務部区政推進課に置く。

#### (委任)

第11条 本会則に定めるもののほか、検討委員会に係る必要事項は、検討委員会で協議のうえで委員長が別に定める。

#### 附則

本会則は、令和元年 月 日から施行する。

## 菅田小学校跡地活用について

池上小学校と菅田小学校は学校統合により、令和3年4月に「菅田の丘小学校」として現 菅田小学校施設を利用して開校し、令和6年度(予定)以降からは、建替え後の池上小学校 施設を使用することが決定しています。

それに伴い、現菅田小学校は学校施設としての用途が廃止されるため、<u>菅田小学校跡地を</u>活用する際の地域としての公共公益的な意見を整理する必要があります。

※令和3年度から令和5年度まで(予定)の期間中は、現池上小学校施設の建替え工事により現菅田小学校施設を使用することになっています。

#### 1 市としての考え

横浜市では、用途廃止される土地・建物は、これまで果たしてきた一定の役割を終えた ものであり、一度白紙に戻して、後利用をどうすることが最適かを検討していくことが 重要です。

現在の学校施設に付随する機能(地域防災拠点、学校開放等)についても、主たる用途の廃止とともに、<u>従来どおりの利用を前提とせず</u>、再配置の是非や利用の仕組みを見直さなければなりません。

跡地を利用する公共施設や事業に、何らかの機能を付随させることを要件とすると、跡地を利用する側にとっては、利用方法が制限されてしまうことになります。

特に学校施設を残す必要性のある機能を要件とした場合は制約が大きく、他区でも跡 地活用が決まらない事例があります。

一方で、跡地の利用が決まらない場合には、そのままの施設が残ることになり、暫定的 に地域で利用している事例もありますが、閉校後は学校としての用途ではなくなるため、 土地や建物の維持管理は必要最小限の管理等のみとなり、施設の劣化が進行することに なります。

これらを踏まえ、<u>できる限り早期に、地域が必要とする機能を併せ持った、公共公益的</u>な施設等を整備する事により、跡地を活用したいと考えます。

なお、公共公益的な施設等の利用見込みがない場合は、民間事業者等による活用を検討 することとなります。

#### 2 地域で検討する事項

「地域として跡地に求める機能」

どのような施設を建てるかを検討するのではなく、地域として、その場所に必要な役割、 機能について、掘り下げて検討していきます。

例えば、単に「公園が必要」ではなく、「増加する高齢者の介護予防のために、外出の機会を増やし、地域住民が交流する場が必要」というように、課題や困りごとに対して、必要とする役割について検討します。

# 3 今後の進め方

令和元年度は、地域の関係団体等による検討委員会を立ち上げ、地域で必要とする機能 や施設について意見等を整理し、検討委員会以外の方からの意見も参考にしながら、提案 をまとめていきます(検討委員会は5回程度を目途に実施)。

令和2年度以降は、まとめた提案等を参考に、市は小学校跡地活用に向けた庁内調整を 進め、市としての活用方針を決定していきます。

### <参考>

## ◆令和元年度 地域検討委員会で実施する内容

実施日	内容
第1回 (7月26日実施)	・検討会の趣旨・進め方、市の考え方について説明 ・「他区小学校跡地の活用について」事例紹介
第2回 (8~9月実施予定)	・他区小学校跡地の見学
第3回 (10月実施予定)	・ワークショップ「跡地に求める機能について①」
第4回 (R2年1月実施予定)	<ul><li>・ワークショップ「跡地に求める機能について②」</li><li>・地域からの提案、意見のまとめ</li></ul>
第5回 (R2年3月実施予定)	・提案、意見書の確定

## ◆その他、地域意見の集約方法(案)

- ・地域住民が参加するワークショップ「跡地に求める機能について」開催
- ・広報紙(例:地域検討委員会ニュース)の発行→班回覧または掲示板掲出
- ・検討委員会の専用ホームページ開設

## ◆「菅田小学校」土地情報の概要

		所	在步	也		横浜市神奈川区菅田町674番地
		面	利	ŧ		13,637.97m <sup>2</sup>
		地	E	1		学校用地
	都	区	域	区	分	市街化区域
	市	用	途	地	域	第1種中高層住居専用地域
	計	建	ペ	い	率	60%
制限	画	容	利	ŧ	率	150%
	に	高	度地	区指	定	第3種高度地区
	ょ	防	火	指	定	準防火地域
	る	その他指定		定	緑化地域	

# 閉校となった小中学校の活用について(概要)

# 閉校となった小中学校一覧

区名	学校名	活用施設等	
	旧ひかりが丘小学校	跡地の活用を検討中	
LD.	旧若葉台東小学校	市立特別支援学校	
旭	旧若葉台西中学校	文化・芸術・スポーツの市民活動拠点(検討中)	
	旧若葉台西小学校	私立中学・高等学校《民間事業者公募を実施》	
磯子	旧氷取沢小学校	地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム、公園	
金沢	旧並木第三小学校	病院、コミュニティハウス《民間事業者公募を実施》	
港南	旧野庭小学校	障害児地域療育センター、母子生活支援施設、養護老人ホーム、消防訓練場	
	旧矢沢小学校	コミュニティハウス、公園	
栄	旧野七里小学校	埋蔵文化財センター	
瀬谷	旧日向山小学校	県立特別支援学校	
緑	旧霧が丘第一小学校	私立中学校(予定)《民間事業者公募を実施》	
	旧霧が丘第三小学校	地域ケアプラザ、コミュニティハウス、防犯防災活動センター、 スポーツ広場 インド系インターナショナルスクール	

平成 19 年 12 月 10 日

横浜市長中田宏様

若葉台地区小中学校跡地活用検討委員会 委員長 山岸 弘樹

#### 若葉台地区小中学校跡地活用について

#### はじめに

若葉台地区小中学校 5 校 (旧横浜市立若葉台東小学校・同北小学校・同西小学校・同東中学校・同西中学校)の再編により生じた小中学校の跡地活用については、「若葉台地区小・中学校再編検討委員会」が、平成 18 年 2 月 20 日に横浜市教育委員会へ提出した意見書の中で、「統合により生じる土地・建物の活用については、地域で『跡地活用検討委員会』を設け検討したい」としたことを受け、若葉台連合自治会、単位自治会を中心とした各団体代表で構成する「若葉台地区小中学校跡地活用検討委員会」を設置し、平成 18 年 11 月から検討を行ってきました。

ひとつの地区で3校もの学校跡地の活用について一度に検討するという事例は、横浜市内で初めての試みであり、検討委員会の活動も試行錯誤の連続で厳しいものでした。

そうした中で、真摯にまた粘り強く調整と検討を重ね、このたび跡地活用についての意見を 取りまとめましたので、次により申し述べます。

#### これまでの経過

若葉台地区は、理想的なニュータウンの建設を目指して昭和 40 年代後半から横浜市北西部の丘陵地を開発した大規模団地ですが、小・中学校では、数年前から児童・生徒の減少による小規模化が進み、これに伴い多くの課題を抱えるようになりました。

このため、平成17年5月に「若葉台地区小・中学校再編検討委員会」を設置し、地区内の小・中学校5校の再編について8回にわたり検討を重ね、小学校については3校を1校に、また中学校については2校を1校に統合することとなりました。

これらの統合により生じた旧若葉台東小学校、旧若葉台西小学校、旧若葉台西中学校3校の跡地を有効に活用するため、平成18年11月、若葉台地区連合自治会、単位自治会を中心とした各団体の代表から構成される「若葉台地区小中学校跡地活用検討委員会」(以下「検討委員会」とする)を設置し、将来の若葉台のまちづくり構想を踏まえながら、11回にわたって検討を続けてまいりました。

検討委員会では、跡地活用に関する住民アンケートを実施し、広く地域住民からの意見を募るとともに、検討委員会での議論をより深めるため、「暫定利用」「スポーツ」「教育文化」「福祉」「安全・安心」「行政提案検討」の6分野からなる小委員会を設置し、延べ25回にわたって活発な議論を重ね、分野ごとに住民要望の取りまとめを行いました。

併せて横浜市からも跡地活用について提案がなされましたが、それらが若葉台地区および旭 区全体にふさわしいものかどうか、検討を重ねてきました。 これらの結果、跡地活用についての3校活用コンセプト(考え方)およびコア(中心)施設、各施設に必要と考える機能を整理した上で、10月から11月末までの間に各自治会単位および若葉台全域を対象とした延べ9回にわたる住民説明会を開催し、最終的な意見書として取りまとめを行いました。

# 1. 3校の跡地活用のコンセプト (考え方) とコア (中心) 施設

3校の跡地活用については、学校跡地となった空きスペースに、単に施設を配置するのではなく、次の表のとおり、若葉台地区のまちづくりを進める上で必要なコンセプト(考え方)をもとに、それにふさわしい施設をコア(中心)施設としていただきたい。

	コンセプト	コアとなる施設	付帯施設
旧	「教育・福祉」	○校舎・体育館・グラウンド	○校舎
若	「安全・安心」	横浜市立特別支援学校	・コミュニティハウス
葉			・市民図書室
台			• 地域防犯防災活動拠点
東			・福祉ボランティア拠点
小			○体育館・グラウンド
学			・地域防災拠点・学校開放
校			
	「教育・文化」「子ども」	○公募事業で決定	(例)
旧	「高齢者」	〈例〉	• 学習情報館
若	の分野における地域課	民間病院・私立学校	・音楽ホール(多目的ホー
葉	題を踏まえ、地域に貢		ル)
台	献する事業を展開し、		・多目的利用研修室
西	今後の若葉台地区の魅		・子ども支援センター
小	力を高めることができ		(児童館)、集いの場
学	る事業者及び事業提案		・高齢者向け福祉保健サー
校	を公募		ビス施設(憩いの場、喫
			茶室、交流の場等)
			・ホタルの舞う里(天使の
			湖)エリアの存続
旧	「スポーツ・文化」	○校舎	・地域防災拠点
若		文化・芸術の分野における市	(・民具等保管展示)
葉		民活動の拠点	
台		【暫定利用】	
西		横浜開港150周年記念イベン	
中		ト関連事業での利用	
学		○体育館・グラウンド・格技場	
校		総合型地域スポーツクラブ	
		(若葉台スポーツ・文化クラ	
		ブ)	

#### 2. 各施設に必要な機能

前述のコンセプト (考え方) とコア (中心) 施設を踏まえ、地域として各施設に必要と考える機能や留意すべき点は次のとおりであり、横浜市においても、十分な配慮をお願いしたい。

#### 【旧若葉台東小学校】

- ・横浜市立特別支援学校をコア施設とし、地域の教育・福祉の活動拠点として位置づける。
- ・既存のコミュニティハウスを存続させる。加えて「地域活動施設」として、地域が自主的に活動する場を確保する。
- ・地域防災拠点を存続させるとともに、体育館・グラウンドについて、学校開放として地域利用に供する。

#### 【旧若葉台西小学校】

・公募事業については、地域が必要とするサービス需要や課題を十分踏まえた提案を行う ことを条件として実施する。

## 【旧若葉台西中学校】

- ・総合型地域スポーツクラブ (若葉台スポーツ・文化クラブ) を展開するとともに、文化・芸術の分野における市民活動の拠点として位置づける。
- ・地域防災拠点を旧若葉台西小学校から移転する。
- ・横浜開港 150 周年記念イベントに関連した暫定利用については、地域の意見を踏まえ、利用ルールを定める。

#### おわりに

若葉台地区としては、今回の小・中学校統合により生じた跡地を有効に活用し、地域および地域住民・市民にとって必要な機能を整備することで、魅力と活力にあふれたまちづくりを推進し、横浜市の発展に貢献してまいりたいと考えています。

今後、具体的、詳細な検討を進めるにあたっては、地域としても「(仮称)跡地活用調整委員会」を設け、横浜市と協働し、十分な協力をしていきたいと考えております。

横浜市においても、各事業を速やかに進展されるよう要望いたします。

#### 〈参考〉

- 若葉台地区小中学校跡地活用検討委員会委員名簿
- ・若葉台地区小中学校跡地活用検討委員会の検討経過
- 住民アンケートまとめ

# 若葉台地区小中学校跡地活用検討委員会 委員名簿

(注)役職は検討委員会設置時(平成18年11月)の役職となります。

	所 属	氏 名	役 職
		◎山 岸 弘 樹	会 長
連合自治会		長 沼 伸 行	事務局長
		小 原 淳 治	広報理事
	第 一	皆川猛文	会 長
単	東	清 水 正 勝	会 長
4-	二丁目南	泉妻輝夫	会 長
位	北	武 笠 信 義	会 長
自	中 央	斉 藤 克 郎	会 長
	とちのき	細川麗子	会 長
治	ゆりのき	大 野 清 志	会 長
会	西	太田博人	会 長
	あかね	川畑裕行	会 長
	もみじ	小川 政夫	会 長
	青少年指導員協議会	内 山 善 彦	会 長
	体育指導委員協議会	○南 宏市朗	会 長
	地区社会福祉協議会	○白 岩 正 明	会 長
	スポーツ・文化村	正藤澄雄	文化総務
	若葉台まつりの会	堀 進	会 長
旭区	老人会連合会若葉台第二支部	片 岡 正	支 部 長
	若葉台管理センター	中川昭人	事務局長
Р	東 小	祖父江 祐 子	会 長
1	北 小	沼 田 みどり	会 長
Т	西 小	後藤雅代	会 長
А	東中	横山栄子	会 長
	西 中	古賀司	会 長
学校	東 小	清 水 正 勝	委員長
開	北 小	村 井 守	委員長
放	西 小	三沢聖子	委員長
委員会	東中	南 宏市朗	委員長
会	西 中	太田博人	委員長
	オブザーバー	井 上 政 夫	学校代表
		黒 羽 ド子	東小コミュニティハウス
	学識経験者	大 門 洋 文	

◎ 委員長 ○副委員長

(参考 検討委員会に参加した横浜市関連部署)

行政運営調整局 財産調整課				
教育委員会事務局 学校計画課				
教育委員会事務局 文化財課				
教育委員会事務局 特別支援教育課				
開港150周年•創造都市事業本部 150周年記念事業推進課				
財団法人 横浜開港150周年協会				
旭区役所 区政推進課				

# 【若葉台地区小中学校跡地活用検討委員会の検討経過】

	日時	検討内容
第1回	平成 18 年 11 月 12 日 (日)	◇検討委員会開催までの経緯
		◇検討委員会会則の確認
		◇跡地活用の考え方について
		◇今後の進め方について
第2回	平成 18 年 12 月 16 日 (土)	◇暫定利用について
		・他区の事例等
		◇本格利用について
		・小委員会の設置・各団体意見集約
第3回	平成 19 年 1 月 27 日 (土)	◇暫定利用について
		・地区要望の検討等
		◇本格利用について
		・アンケート結果中間報告
		◇行政提案
		・埋蔵文化財センターの集約移転について
第4回	平成 19 年 2 月 25 日 (日)	◇暫定利用について
		・提案と横浜市からの回答
		◇各小委員会からの検討状況報告
		◇行政提案
		・総合型地域スポーツクラブについて
第5回	平成19年3月24日(日)	◇暫定利用の基本的方向について
		◇各小委員会からの検討状況報告
		◇都市計画変更手続について
第6回	平成 19 年 4 月 22 日 (日)	◇暫定利用について
		・現状と課題
		◇各小委員会からの検討状況報告
第7回	平成 19 年 5 月 26 日 (土)	◇行政提案
		・新治特別支援学校の移転について
		◇各小委員会からの検討状況報告
第8回	平成 19 年 6 月 29 日 (金)	◇新治特別支援学校の移転について
		◇今後の検討委員会の進め方について
第9回	平成 19 年 8 月 31 日 (金)	◇特別支援学校整備イメージについて
		◇3校の配置イメージについて
		◇小委員会の検討状況について
第 10 回	平成 19 年 9 月 29 日 (土)	◇特別支援学校整備イメージについて
		◇住民説明会資料について
第 11 回	平成 19 年 11 月 30 日 (金)	◇住民説明会の開催状況報告
		◇意見書について

## 平成 18 年 12 月実施

# 住民提案アンケートにより地域住民から寄せられた施設要望等

(若葉台地区小中学校跡地活用検討委員会ニュース 第4号より 引用)

#### 《スポーツ関係》

- ○新設を望まれている施設
  - ・格技場、温水プール、スポーツジム、総合スポーツ施設
- ○現施設を改造して設置を望まれている施設
  - ・ソフトボール専用球場、パターゴルフ場、地域スポーツセンター、運動場の拡充、 運動機能保持施設、芝生グラウンド、高齢者グループ活動場所
- ○現施設そのままの利用が望まれている施設
  - ・グランドゴルフ場、サッカーグラウンド、卓球台常設場、雨天時体操場、高齢者 健康増進器具設置、VOSC事務所、少年野球場、活動後の懇親場所、手軽にスポーツを楽しめる場所、スポーツ関連団体への貸出、運動サークル活動場所

## 《教育·文化関係》

- ○郷土館 ○ログハウス ○図書館・図書室 ○多目的ホール
- ○菜園・農園 ○駐車場 ○コミュニティハウス ○リサイクル ○教育機関
- ○学習塾 ○テレビ局 ○公園・広場 ○文化施設
- ○音楽ホール ○スタジオ・ギャラリー・練習場

#### 《福祉関係》

- ○子ども関係
  - ・保育施設、子育て支援の拠点、子どもの活動の場、児童館、学童保育、集いの場
- ○障害児者関係
  - ・障害児学校、地域作業所等、グループホーム、障害児者支援の拠点
- ○高齢者関係
  - ・高齢者活動の場、高齢者施設
- ○住民交流
  - ・食事の場、集いの場
- ○ボランティア関係
  - ・ボランティア活動の拠点、発表の場
- ○宿泊施設関係
  - 宿泊施設

#### 《安全安心まちづくり》

- ○防災拠点
  - ・現防災拠点、医療救護拠点の維持、存続
  - ・資機材保管場所を1階に移動
  - ・拠点の利用区域の見直し
  - ・ 備蓄資機材の見直し
  - ・給食設備の存続、活用
  - 拠点間の連絡事務所の常設
  - ・ 災害時の救護拠点
  - ・救護物質の保管場所として活用
- ○災害ボランティア拠点
  - ・災害ボランティア拠点として活用
- ○防犯拠点
  - ・若葉台全域の防犯の拠点として常設の事務所の設置